

稲沢市監査公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年3月8日

稲沢市監査委員	小	島	通
同	苗	村	眞
同	渡	辺	幸保

平成30年度

行政監査結果報告書

稲沢市監査委員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査のテーマ	1
第3	監査の目的	1
第4	監査の対象	1
第5	監査の実施期間	1
第6	監査の方法	1
第7	説明聴取日及び場所	1
第8	監査の着眼点	2
第9	監査の結果	3
1	AEDの設置及び導入状況	3
2	AEDの管理状況	6
3	AED操作に係る講習の状況	9
4	AED設置表示の状況	10
5	現地調査結果の概要	11
6	むすび	12

【注 記】

表中の構成比については、合計が100.0となるように一部調整した。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査のテーマ

自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理状況について

第3 監査の目的

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）は、非医療従事者による緊急時に使用が認められたことにより、一般市民の使用を前提にした公共施設における設置が普及しており、国からの適切な維持管理について通知が出されている。

AEDの管理については、いつでも誰もが使用できることが望ましく、機器の更新、点検及び運用状況等について適正に管理されているかを調査し実態を把握することで、今後のAEDの適切な管理に資することを目的として、行政監査を実施するものである。

第4 監査の対象

平成30年4月1日現在において、AEDが設置してある施設を管理している全課を対象とする。

第5 監査の実施期間

平成30年11月21日から平成31年1月24日まで

第6 監査の方法

全課に対して、あらかじめ管理状況等の調査票の提出を求め、所管課でのAED管理状況を全体調査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、関係職員から説明を聴取した。

第7 説明聴取日及び場所

1 監査委員による監査

平成31年1月24日 監査委員事務局、祖父江の森

2 補助職員による監査

平成31年1月9日 監査委員事務局、祖父江の森

第8 監査の着眼点

1 AEDの設置について

- (1) 設置場所等は適切か。
- (2) 故障等のトラブルはないか。

2 AEDの導入について

- (1) 取得の形態や方法は、どうなっているか。
- (2) 更新は計画的に適切な時期に行われているか。

3 AEDの管理について

- (1) 日常的な点検管理は適切に行われているか。
- (2) 消耗品等の管理は適切に行われているか。
- (3) 指定管理施設等にあっては、所管課の指示が適切に行われているか。

4 AEDの操作講習について

- (1) 操作方法についての職員研修等は適切に行われているか。

5 AEDの設置表示及び情報提供について

- (1) 設置の表示や啓発及び情報提供は適切に行われているか。

第9 監査の結果

1 AEDの設置及び導入状況について

全体調査として、平成30年4月1日現在における市所管の公共施設に設置されているAEDについて、あらかじめ設定した着眼点に基づいた調査票により、各課等が所管する各施設の調査を行った。

調査結果は、以下のとおりである。

(1) AED設置施設と設置台数等の状況

全課から提出された調査票に基づいた、AEDを設置している公共施設は第1表のとおりである。

公共施設のうち、AEDを設置している施設は91施設で、そのうち指定管理者施設は19施設である。

設置台数は106台であり、学校が最も多く36台、ついで保育園を含む子育て施設が25台となっている。

AEDの取得については、購入によるものが最も多く94台、寄付によるものが7台、指定管理者が設置費用を負担しているものが5台となっている。

第1表 AEDを設置している施設と設置台数の状況

施設管理部局名		設置施設	施設数	台数	取得区分	備考
市長公室	地域協働課	市民センター等	2	2	購入(1台) 寄付(1台)	
	支所	支所	2	2	購入	
総務部	財政課	市役所	1	1	購入	
市民福祉部	福祉課	福祉施設	2(2)	2	購入	
	高齢介護課	老人福祉施設	8(6)	8	購入	
こども健康部	子育て支援課	児童センター等	7	7	購入	
	保育課	保育園	18	18	購入	
	健康推進課	保健センター	1	1	購入	
経済環境部	商工観光課	産業会館	1(1)	1	寄付	
	農務課	改善センター	1(1)	1	購入	
	環境施設課	環境センター	1	1	購入	
		斎場	1(1)	2(2)	指定管負担	
上下水道部	水道業務課	上下水道庁舎	1	1	購入	
消防本部	総務課	消防庁舎等	2	4	購入	2台は貸出用
教育委員会	生涯学習課	市民会館等	2(2)	2	購入	
	スポーツ課	体育施設	6(6)	8(3)	購入(4台) 寄付(1台) 指定管負担 (3台)	
	庶務課	学校	32	36	購入(32台) 寄付(4台)	
	図書館	図書館	1	1	購入	
	美術館	美術館	1	1	購入	
市民病院	管理課	病院	1	7	購入	
合計			91 (19)	106 (5)		

※ 施設数及び台数の()については、指定管理者施設数及び指定管理者が設置費用を負担した台数である。

(2) AEDの更新年度

現在設置されているAEDの更新年度については、第2表のとおりである。

調査時点では耐用年数を超過したものが若干あったが、今年度中に全て更新される。

第2表 現在設置されているAEDの更新年度

更新年度	台数							構成比 (%)
	子育て施設	学校	体育施設	文化施設	福祉施設	行政等施設	計	
平成23年度						1	1	0.9
平成24年度						1	1	0.9
平成25年度			1				1	0.9
平成26年度		1	3			8	12	11.3
平成27年度		7				2	9	8.5
平成28年度		6			2	2	10	9.4
平成29年度	25	22		2		2	51	48.1
平成30年度			4	2	8	7	21	19.8
合計	25	36	8	4	10	23	106	—

※ 1 構成比は小数点第2を四捨五入している。

※ 2 設置後耐用年数が経過していないので、更新していないものを含んでいる。

(3) AEDの耐用年数

AEDの耐用年数は第3表のとおりである。8年が最も多く74台(69.8%)であり、近年購入したものはほとんどが8年である。

第3表 AEDの耐用年数

区分	5年	6年	7年	8年	計
台数	2	3	27	74	106
構成比率	1.9%	2.8%	25.5%	69.8%	—

(4) 使用実績

過去にAEDを使用したことがあるのは第4表のとおりである。使用回数は8回である。

第4表 使用実績

使用年月日	施設名
平成23年1月12日	稲葉老人福祉センター あすなる館
平成25年1月7日	祖父江ふれあいの郷
平成25年2月25日	平和支所
平成26年5月16日	平和らくらくプラザ
平成26年8月17日	勤労福祉会館(総合体育館)
平成28年5月31日	領内小学校
平成29年9月2日	祖父江の森(多目的運動場)
平成30年11月11日	陸上競技場

2 AEDの管理状況

(1) ガイドラインの認識状況

ガイドラインの認識状況は、第5表のとおりである。

平成25年9月27日付けで厚生労働省が公表した「AEDの適正配置に関するガイドライン」について、認識している施設は80施設(87.9%)、認識していない施設が11施設(12.1%)となっている。

第5表 ガイドラインの認識

区分	知っている	知らない	計
施設数	80	11	91
構成比率	87.9%	12.1%	—

(2) 日常点検マニュアルの作成状況

日常点検マニュアルの作成状況は、第6表のとおりである。

日常点検マニュアルを作成している施設は70施設(76.9%)、作成していない施設が21施設(23.1%)となっている。

第6表 日常点検マニュアルの有無

区分	ある	ない	計
施設数	70	21	91
構成比率	76.9%	23.1%	—

(3) 日常点検の実施状況

日常点検のインジケータランプの目視による点検頻度は、第7表のとおりである。

「毎日点検している」が76施設(83.5%)あるが、「不定期」が13施設(14.3%)となっている。また、日常点検担当者が決められていない施設が第8表のとおり11施設(12.1%)、日常点検記録簿の作成をしていない施設が第9表のとおり16施設(17.6%)となっている。

第7表 AEDのインジケータランプ点検

区 分	毎 日	週1回	月1回	不定期	実施して いない	計
施 設 数	76	1	1	13	0	91
構 成 比 率	83.5%	1.1%	1.1%	14.3%	0.0%	—

第8表 日常点検担当者

区 分	決めている	決めていない	計
施 設 数	80	11	91
構 成 比 率	87.9%	12.1%	—

第9表 日常点検記録簿の作成

区 分	作成している	作成していない	計
施 設 数	75	16	91
構 成 比 率	82.4%	17.6%	—

(4) 消耗品の管理状況

ア バッテリー・電極パッドの管理状況

バッテリー・電極パッドの管理状況は、第10表のとおりである。

バッテリーの使用期限を認識している施設は89施設(97.8%)、電極パッドの使用期限を認識している施設は91施設(100.0%)である。

第10表 バッテリー・電極パッドの使用期限の認識

区分	認識している		認識していない		計
	施設数	構成比率	施設数	構成比率	
バッテリー使用期限	89	97.8%	2	2.2%	91
電極パッド使用期限	91	100.0%	0	0.0%	91

イ バッテリー・電極パッドの使用期限の把握状況

バッテリー・電極パッドの管理状況は、第11表のとおりである。

バッテリーの使用期限を表示している施設は87施設(95.6%)、電極パッドの使用期限を表示している施設は90施設(98.9%)である。

第11表 バッテリー・電極パッドの使用期限の表示

区分	表示している		表示していない		計
	施設数	構成比率	施設数	構成比率	
バッテリー使用期限	87	95.6%	4	4.4%	91
電極パッド使用期限	90	98.9%	1	1.1%	91

ウ 消耗品の使用期限の把握方法

消耗品の使用期限の把握方法は、第12表のとおりである。

「日常点検時の表示ラベル確認」で把握している施設が60施設(65.9%)と最も多く、ついで「保守業者等からの連絡」で把握している施設が37施設(40.7%)であった。

第12表 消耗品の使用期限の把握方法

区分	管理台帳等	日常点検時の表示ラベル確認	保守業者等からの連絡	把握していない	計
施設数	16	60	37	0	91
構成比率	17.6%	65.9%	40.7%	0.0%	—

※ 複数回答のため、施設数は計と一致しない。

(5) 指定管理者への指導状況

指定管理者制度導入施設の協定書に、AEDに関する日常点検等の管理について記載されている施設はなかった。一部の施設においては、協議書の中で救命救急の知識習得及び維持管理等について取り決めがなされていた。

3 AED操作に係る講習の状況

(1) 普通救命講習の受講者の状況

AED設置施設における普通救命講習の受講者数(前回受講日から3年を経過している者を除く。)の状況は、第13表のとおりである。

市職員の受講者数は867人(97.2%)であり、ほとんどの職員が受講している。稲沢市は人事課が毎年市職員を対象に研修計画を立て受講を指導しており、平成30年度の市全体の受講対象者は育児休業等の休職者を除き248人で、そのうち個人での受講を含めて243人が受講している。

第13表 普通救命講習の受講者数 (単位：人)

区分	職員数	受講者数	受講比率
市職員	892	867	97.2%
市臨時職員	460	17	3.7%
指定管理職員	167	139	83.2%
計	1,519	1,023	67.3%

※1 職員数及び受講者数は平成30年4月1日現在の人数である。また、市民病院については市職員のうち事務職員のみである。

(2) 施設での操作講習の実施状況

AEDの操作講習の実施状況は、第14表のとおりである。

実施しているのは69施設(75.8%)である。そのうち保育園(18施設)においては、臨時職員を含めプール活動に携わる職員に対して水難防止研修を実施している。

第14表 施設の講習の実施

区 分	実施している	実施していない	計
施 設 数	69	22	91
構 成 比 率	75.8%	24.2%	—

4 AED設置表示の状況

(1) 建物外の表示の状況

AEDの設置を建物外表示の実施状況は、第15表のとおりである。

建物の外に表示がある施設は80施設(87.9%)である。

第15表 建物外表示の実施状況

区 分	表示あり	表示なし	計
施 設 数	80	11	91
構 成 比 率	87.9%	12.1%	—

(2) 市への設置報告の状況

稲沢市公共施設自動体外式除細動器設置要綱に基づき、AEDの設置を市（消防長）へ報告している状況は、第16表のとおりである。

市への報告は全ての施設が行っている。なお、施設管理者からAED設置の報告を受けたのち、市のホームページへの掲載及びあいちAEDマップに登録され、公表されている。

第16表 市への設置報告の状況

区 分	報告あり	報告なし	計
施 設 数	91	0	91
構 成 比 率	100.0%	0.0%	—

5 現地調査結果の概要

(1) 個別に実査した状況

抽出にて調査した施設は、第17表のとおりである。

全91施設のうち11施設を抽出し、あらかじめ設定したチェック表に基づき現地調査を実施し、必要に応じて関係職員からヒアリング等を行った。

小中学校では、市購入のAEDを建物の外に設置してあり、いつでも誰もが使用できる状態になっており、案内表示は全てにあった。

また、一部の施設においては、稲沢市公共施設自動体外式除細動器設置要綱に定めた日常点検表を用いていなかった。

第17表 抽出にて調査した施設

施設名	台数(台)	所管課等
消防署	1	消防総務課
祖父江小学校	1	庶務課
片原一色小学校	1	庶務課
六輪小学校	2	庶務課
稲沢西小学校	1	庶務課
大里中学校	1	庶務課
千代田中学校	1	庶務課
千代田老人福祉センター	1	高齢介護課
祖父江の森	3	スポーツ課
中央図書館	1	図書館
市民会館	1	生涯学習課

6 むすび

今回の監査対象としたAEDの設置及び管理状況においては、おおむね適正に事務処理が執行されているものと認められたが、今後の事務処理に当たっては、以下の点に留意されたい。

AEDの日常的な点検管理は、稲沢市公共施設自動体外式除細動器設置要綱に定めた日常点検表を使用し、インジケータ確認の他に、電極パッド及びバッテリーの交換時期についても把握するよう努められたい。

指定管理施設等にあつては、AEDの設置及び管理について責任の所在を明らかにする点から、協定書等に管理規定を明記し、所管課の指示が適切に行われるよう整備されたい。

AEDの操作講習については、市職員はAEDの使用法の他に心肺蘇生法などが学べる普通救命講習をほぼ全員が3年毎に受講している。また、保育園においては、プール活動の前に行われる水難防止研修に臨時職員も参加させ、AEDの使用法を学ばせているところである。しかし、保育園等は臨時職員に依存する比重が高く、事故発生に備える必要性も大きいことから、緊急時の対応能力が特に求められる施設である。市民が安心して利用できる場とするためにも、臨時職員を含め全職員が普通救命講習を受講できるよう配慮されたい。

最後に、AEDの機器更新については、AED本体の保守及び消耗品等の交換を含めた条件で行うなど、経費の削減に努められたい。